

令和 7年度

事務事業評価表 (令和 6年度 の実績評価)

記入年月日
令和 7 年 4 月 1 日

事務事業名		権利擁護事業					事業区分		担当	
							新規/継続	継続	事務事業No.	010603000033
							単独/補助	補助		040501
政策体系	政策体系上の位置付け		0106 高齢者福祉の推進					所属課		高齡福祉課
	総合計画の施策名		01 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり					課長名		
	政策名		06 高齢者福祉の推進					グループ		地域包括支援グループ
	手段名		03 ③地域包括ケアシステム体制づくりの推進					担当者名		
		財務会計上の位置付け					事業期間			
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	介護保険特別会計			
	06	05	04	02	01	00	権利擁護事業			
法令根拠	介護保険法115条の45第2項第2号						単年度繰返し (平成20年度~)			
							☞ 期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入			

【Do】 1. 事務事業の現状把握(その1)

(1) 事務事業の概要

手段	①事務事業の概要(事務事業の全体像)		②担当者が行う業務の内容・やり方・手順	
	権利擁護事業は、地域包括支援センターが行う必須事業の一事業である。虐待や消費者被害をはじめとした権利侵害を被る状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持できるよう、相談に応じ、専門的・継続的な視点から必要な支援を行うとともに権利擁護に関する啓発活動を行う。		①相談受付、②相談票の作成、③緊急性の判断、④訪問等による事実確認、⑤立入調査、⑥ケース会議、⑦被虐待者の施設等への保護、⑧事後評価、⑨権利擁護に関する啓発活動、⑩介護従事者向け虐待防止研修会の開催	

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段 (担当者の活動内容)	④活動指標 (活動量を表す指標)	単位	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度
			(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)
①相談受付、②相談票の作成、③緊急性の判断、④訪問等による事実確認、⑤立入調査、⑥ケース会議、⑦被虐待者の施設等への保護、⑧事後評価、⑨権利擁護に関する啓発活動、⑩介護従事者向け虐待防止研修会の開催	相談対応回数	回	63.00	71.00	73.00	75.00	77.00
	相談解決件数	件	24.00	26.00	27.00	28.00	29.00
	啓発活動実施回数	回	8.00	6.00	7.00	8.00	8.00
	虐待防止研修会	回	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)	⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)	単位	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度
			(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)
虐待等により権利侵害を受けている高齢者	相談受付実人数	人	30.00	35.00	36.00	37.00	38.00
	相談受付延人数	人	30.00	37.00	38.00	39.00	40.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)	⑥成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)	単位	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度
			(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)
権利侵害の状況を解消し、生活の安定を図る。	相談解決割合	%	80.00	74.28	75.00	75.67	76.31
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量(事業費)の推移

投入量	事業費	財源内訳	05年度 (実績)	06年度 (実績)	07年度 (計画)	08年度 (目標)	09年度 (目標)	期間限定 総投入量
県支出金	千円	7	16	16				
地方債	千円	0	0	0				
使用料・手数料	千円	0	0	0				
その他	千円	7	19	18				
一般財源	千円	7	16	16				
事業費計(A)	千円	34	83	82				
正規職員従事人数	人	3.00人	3.00人	3.00人				

事業費の内訳	06年度事業費 実績(千円)			07年度事業費 予算(千円)		
	07 報償費	20		07 報償費	20	
	08 旅費	5		10 需用費	56	
	10 需用費	55		11 役務費	6	
	11 役務費	3				
	合計		83	合計		82

(4) 当該年度の実施内容

※年度ごとに事業内容を記入する	07年度の事業内容	08年度の事業内容	09年度の事業内容
	権利侵害を被る状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持できるように、専門的視点から必要な相談支援を行うとともに権利擁護に関する啓発活動を行う。介護従事者対象に虐待防止研修会を開催する。	権利侵害を被る状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持できるように、専門的視点から必要な相談支援を行うとともに権利擁護に関する啓発活動を行う。介護従事者対象に虐待防止研修会を開催する。	権利侵害を被る状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持できるように、専門的視点から必要な相談支援を行うとともに権利擁護に関する啓発活動を行う。介護従事者対象に虐待防止研修会を開催する。

を円化90。		を円化90。		を円化90。	
事務事業名	権利擁護事業	事務事業No.	10603000033	所属課	高齢福祉課
(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？ 平成18年4月に介護保険制度の法改正が行われ、新たなサービス体系の確立として、地域包括支援センターの創設が組み込まれた。本市では、経過措置を経て平成20年3月に直営（市）で地域包括支援センターを設置し、必須事業として権利擁護事業を開始した。地域包括支援センターが高齢者虐待の窓口として、市民や関係機関に周知されるようになり、特に警察との連携は密になってきている。					
(6) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？ 特になし					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評価項目	
現状維持	①政策体系との整合性（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 高齢者が権利侵害を被る状況に陥らないよう、また、家族が加害者にならないように虐待を未然に防ぐことや早期に問題を解決することは、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに繋がり、高齢福祉の推進に結びつく。
	②公共関与の妥当性（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称） <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 介護保険法に基づいて地域包括支援センターが行う事業とされており、虐待等のケースでは家庭内介入し、専門的な視点から状況を把握でき、虐待防止につなぐことができる。
有効性	③成果の向上余地（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？） <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない 権利侵害を受けている高齢者の相談を受けた際、福祉部内関係課、民生委員、警察等の関係機関と連携体制が出来ており、問題解決に向けて円滑に対応できている。
	④廃止・休止の成果への影響（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？） <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 高齢者の権利侵害に対応することが出来なくなり、高齢者に多大な影響があると考えられる。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性（類似事業や統廃合の可能性はありますか？（市以外の取り組みも含む）） （他に手段がある場合）⇒ 具体的な手段、事務事業名 <input checked="" type="checkbox"/> 余地がない なし
効率性	⑥事業費・人件費の削減余地（成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？） <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 事業費は啓発活動に要する費用のみであり削減余地はない。保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士が対応しているが、特に高齢者虐待では事実確認や問題解決に向けた対応が長期化するため、業務時間の削減はできない。
	⑦受益機会・費用負担の適正化余地（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 市内のすべての高齢者が相談出来る機会を有しており、公平、公正である。また、権利擁護の相談・対応において費用負担を求めることはない。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

(1) 1次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり		(2) 全体総括（振り返り、反省点） 権利擁護に係る相談の内訳として、令和6年度は高齢者虐待関連が23件、成年後見制度関連が9件、その他が1件であった。高齢者虐待においては、相談を受け、福祉部内関係課、警察及び保健所、居宅介護支援事業所等の関係機関と連携して対応することができた。	
(3) 今後の事業の方向性 <input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 改革改善を行う <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止		(4) 改革・改善による期待成果（終了・廃止・休止の場合は記入不要） (複数回答可) <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 <input type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる	
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策		(6) 事務事業優先度評価結果 成果優先度評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤	

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価 課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> A A：継続（現状維持） C：終了、廃止、休止 B：継続（改革改善を行う） D：2次評価へ提出		(2) 部長確認及び評価（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合） 確認欄 <input type="checkbox"/>	
---	--	---	--